

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

〇〇年△△月□□日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

日付は申請の受付日を記載することになります。

申請者

住所 大分県大分市△△町〇丁目◇番□号
〇〇□□ 株式会社
氏名 代表取締役 大分 一郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号 097-000-△△△△

法人の場合は法人登記簿どおりに、個人の場合は住民票どおりに記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	<p>取り扱う産業廃棄物の種類 がれき類、廃プラスチック類（全ての管理型産業廃棄物を含む。）、金属くず（廃容器包装を含み、その他の管理型産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃容器包装を含み、その他の管理型産業廃棄物であるものを除く。）、木くず、汚泥（有機汚泥及び無機汚泥）（以上6種類。但し水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 積替え・保管行為の有無 積替え・保管行為を含む。</p>
<p>事務所</p>	<p>住所地に同じ 電話番号 同上</p>
<p>事業場</p>	<p>大分市××町〇丁目□番◇号 電話番号097-000-△△△△</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>車両 平ボディー車 5t×1台（駐車場は事業場内） ダンプ 10t×2台（駐車場は事業場内） 容器 ふた付きドラム缶 5本</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地： 大分市〇〇町△△丁目××番 面積： 〇〇. 〇m² 容量： △△. △m³ 高さ： □. □m 種類： がれき類、金属くず (以上2種類。ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。)</p>

管理型産業廃棄物を含むか否かについて、括弧書きで記載してください。ただし、記載しきれない場合は省略してもかまいませんが、その場合文末に「詳細は別紙チェック表のとおり。」と記載してください。

土地登記簿謄本の所在地・地番どおりに記載してください。

※事務処理欄

積替え・保管行為を行わない場合は、記入しないでください。積替え・保管行為を行う場合は、必要事項について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付も可。

(第2面)

既に処理業の許可（他県の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	大分県	0440000000
	複数許可を有する場合は、別紙添付も可。	

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

法人登記簿に記載されているとおりに記載してください。

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
まるまるしかくしかくかぶしがいしや 〇〇〇〇株式会社	大分市△△町〇丁目◇番□号

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
おおいえ いちろう 大分 一郎	S20. 2. 2 代表取締役	大分市◇◇町三丁目1番2号 同上	
おおいえ じろう 大分 次郎	S30. 3. 3 取締役	大分市〇〇町三丁目30番地（◇◇ハイツ501号） 大分市◇◇町三丁目237番地	
おおいえ さぶろう 大分 三郎	S40. 4. 4 取締役	大分市△△町一丁目3番地 同上	
おおいえ はなこ 大分 花子	S50. 5. 5 監査役	大分県別府市◇◇町1番地 大分県別府市△△町38番1	

住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、生年月日、本籍及び住所を記載してください。ふりがなも必ず記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
おおいえ いちろう 大分 一郎	S20. 2. 2	500株	大分市〇〇町三丁目1番2号	
		50%	同上	
おおいえ じろう 大分 次郎	S30. 3. 3	300株	大分市〇〇町三丁目30番地(〇〇ハイツ501号)	
		30%	大分市〇〇町三丁目237番地	
まるしかくかぶしがいしゃ 〇〇株式会社	—	200株	—	
		20%	大分市xx1400番2号	

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
おおいえ たろう 大分 太郎	S60. 6. 6	大分市〇〇町三丁目1番2号	
	大分支店長	同上	

政令使用人がある場合は、住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年△△月◇◇日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

日付は申請の受付日を記載することになります。

法人の場合は法人登記簿どおりに、個人の場合は住民票どおりに記載してください。

住所 大分県大分市△△町〇丁目◇番□号
 〇〇□□ 株式会社
 氏名 代表取締役 大分 一郎
 （法人にあっては、名称および代表者の氏名）
 電話番号 097-〇〇〇-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成 27年 1月 22日 第 0881000000号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<p>がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、汚泥（有機汚泥及び無機汚泥）、紙くず、繊維くず （詳細は別紙チェック表のとおり。） （以上8種類。但し水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>変更後の内容を記載してください。</p>
変更の内容	現許可に紙くず、繊維くずの2品目を追加する。
変更理由	事業拡大に伴う取り扱い品目の追加
変更に係る事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日、処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	<p>収集運搬に係る施設の変更は特になし。</p> <p>収集運搬に係る施設に変更がある場合は、記載してください。</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	<p>該当なし</p> <p>収集運搬に係る施設に変更がある場合は、記載してください。</p>
※事務処理欄	

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
まるまるしかくしかくがぶしまがいにしゅ 〇〇〇〇株式会社		大分市△△町〇丁目◇番□号	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人登記簿に記載されているとおりに記載してください。 </div>			
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
おおいえ いちろう 大分 一郎	S20. 2. 2 代表取締役	大分市◇◇町三丁目1番2号 同上	
おおいえ じろう 大分 次郎	S30. 3. 3 取締役	大分市〇〇町三丁目30番地 (◇◇ハイツ501号) 大分市◇◇町三丁目237番地	
おおいえ さぶろう 大分 三郎	S40. 4. 4 取締役	大分市△△町一丁目3番地 同上	
おおいえ はなこ 大分 花子	S50. 5. 5 監査役	大分県別府市◇町1番地 大分県別府市△△町38番1	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	住	所
おおいえ いちろう 大分 一郎	S20. 2. 2	500株	大分市○○町三丁目1番2号	
		50%	同上	
おおいえ じろう 大分 次郎	S30. 3. 3	300株	大分市○○町三丁目30番地(○○ハイツ501号)	
		30%	大分市○○町三丁目237番地	
まるしかくかぶしまがしや ○○株式会社	—	200株	—	
		20%	大分市xx1400番2号	

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
おおいえ たろう 大分 太郎	S60. 6. 6	大分市○○町三丁目1番2号	
	大分支店長	同上	

政令使用人がある場合は、住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。
該当のない場合は「該当なし」と記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

〇〇年△△月□□日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

日付は申請の受付日を記載することになります。

申請者

住所 大分市△△町〇丁目◇番□号
〇〇□□ 株式会社

法人の場合は法人登記簿どおりに、個人の場合は住民票どおりに記載してください。

氏名 代表取締役 大分 一郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 097-〇〇〇-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。） 記載しきれない場合は、別紙添付も可。	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 廃油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は鉛又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。） 汚泥 （水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、鉛又はその化合物、四塩化炭素、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。） （以上3種類。） 積替え・保管行為の有無 積替え・保管行為を含む。
---	--

事務所及び事業場の所在地 土地登記簿謄本の所在地・地番どおりに記載してください。	事務所 所在地に同じ 電話番号 同上 事業場 大分市xx町o丁目o番o号 電話番号 097-oo-△△△△
---	--

事業の用に供する施設の種類及び数量	車両 タンク車 3t×2台（駐車場は事業場内） キャブオーバー 5t×1台（駐車場は事業場内） 容器 ケミカルドラム缶 10本
-------------------	---

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地： 大分市〇〇町△△丁目××番 面積： 〇〇. 〇m ² 容量： △△. △m ³ 高さ： □. □m 種類： 廃酸、汚泥 （以上2種類。） 積替え・保管行為を行わない場合は、記載しないでください。積替え・保管行為を行う場合は、左記事項について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付も可。
--	--

※事務処理欄

(第2面)

既に処理業の許可（他県の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	大分県	0440000000
	複数許可を有する場合は、別紙添付も可。	
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		法人登記簿に記載されているとおりに記載してください。
(ふりがな) 名称		住所
まるまるしかくしかくかぶしかいしゃ 〇〇〇〇株式会社		大分市△△町〇丁目◇番□号
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
おおいえ いちろう 大分 一郎	S20. 2. 2 代表取締役	大分市◇◇町三丁目1番2号 同上
おおいえ じろう 大分 次郎	S30. 3. 3 取締役	大分市〇〇町三丁目30番地（◇◇ハイツ501号） 大分市◇◇町三丁目237番地
おおいえ さぶろう 大分 三郎	S40. 4. 4 取締役	大分市△△町一丁目3番地 同上
おおいえ はなこ 大分 花子	S50. 5. 5 監査役	大分県別府市◇町1番地 大分県別府市△△町38番1

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	住	所
おおいちろう 大分 一郎	S20. 2. 2	500株	大分市〇〇町三丁目1番2号	
		50%	同上	
おおいじろう 大分 次郎	S30. 3. 3	300株	大分市〇〇町三丁目30番地 (〇〇ハイツ501号)	
		30%	大分市〇〇町三丁目237番地	
まるしかくがぶしまがしゅ 〇〇株式会社	—	200株	—	
		20%	大分市××1400番2号	

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
おおいたろう 大分 太郎	S60. 6. 6	大分市〇〇町三丁目1番2号	
	大分支店長	同上	

政令使用人がある場合は、住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者がいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理業
の事業範囲変更許可申請書

〇〇年△△月□□日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

日付は申請の受付日を記載
することになります。

法人の場合は法人登記簿どおりに、個人の
場合は住民票どおりに記載してください。

住所 大分市△△町〇丁目◇番□号
〇〇□□ 株式会社
氏名 代表取締役 大分 一郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号 097-〇〇〇-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成 27年 1月 22日 第 08850000000号
収集運搬業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業 にあつては、取り扱う特別管理産業 廃棄物の種類及び積替え又は保管を 行うかどうか、処分業にあつては、 処分の方法ごとに区分して取り扱う 特別管理産業廃棄物の種類を記載す ること。）	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物 であるものを除く。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は鉛又はその化 合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるもの に限る。） 汚泥（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、鉛又 はその化合物、四塩化炭素、テトラクロロエチレン、ベン ゼンを含むことのみにより、特定有害産業廃棄物となるも のに限る。） 廃石綿等 （以上4種類。） 積替え・保管行為の有無 積替え・保管行為を含まない。
記載しきれない場合は、 別紙添付も可。	
変更の内容	現許可に廃石綿等を追加し、汚泥に上記特定有害産業廃棄物を追 加する。
変更理由	事業拡大に伴う取り扱い品目の追加
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月 日、処理能力、許可年月日及び許可 番号（産業廃棄物処理施設の設置の許 可を受けている場合に限る。）	平ボディーカー 10t×1台 フレコンバッグ（ポリエチレン製） 1㎡×2個 変更に係る施設についてのみ記 載してください。
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	該当なし
※事務処理欄	

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
法人登記簿に記載されているとおりに記載してください。		
(法人である場合) (ふりがな) 名 称		住 所
まるまるしかくしかくかぶしがいしゃ 〇〇〇〇株式会社		大分市△△町〇丁目◇番□号
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
おおいえ いちろう 大分 一郎	S20. 2. 2 代表取締役	大分市◇◇町三丁目1番2号 同上
おおいえ じろう 大分 次郎	S30. 3. 3 取締役	大分市〇〇町三丁目30番地（◇◇ハイツ501号） 大分市◇◇町三丁目237番地
おおいえ さぶろう 大分 三郎	S40. 4. 4 取締役	大分市△△町一丁目3番地 同上
おおいえ はなこ 大分 花子	S50. 5. 5 監査役	大分県別府市◇町1番地 大分県別府市△△町38番1

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
おおいだ いちろう 大分 一郎	S20. 2. 2	500株	大分市〇〇町三丁目1番2号	
		50%	同上	
おおいだ じろう 大分 次郎	S30. 3. 3	300株	大分市〇〇町三丁目30番地 (〇〇ハイツ501号)	
		30%	大分市〇〇町三丁目237番地	
まるしかくかぶしまがいにしや 〇〇株式会社	—	200株	—	
		20%	大分市xx1400番2号	

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記入してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
おおいだ たろう 大分 太郎	S60. 6. 6	大分市〇〇町三丁目1番2号	
	大分支店長	同上	

政令使用人がある場合は、住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者がいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

大分市内の建設現場、◇×(株)大分製造所、△△(株)より発生する取扱い産業廃棄物を収集し、〇〇環境興産(株)、(株)××環境センター、(株)△△環境へ運搬する。

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業者の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	がれき類	10 t	固形	大分市内の建設現場	大分市△△町〇丁目×番	〇〇環境興産(株) 大分市◇◇町2丁目31番番地
2	廃プラスチック類	20 t	固形	◇×(株)大分製造所 大分市〇〇町237番地	該当なし	同上
3	金属くず	10 t	固形	△△(株) 大分市〇〇△町1丁目6番地4号	大分市△△町〇丁目×番	同上
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5 t	固形	同上	該当なし	同上
5	汚泥 (有機汚泥及び無機汚泥)	20 m ³	液状	同上	同上	(株)××環境センター 大分市◇◇町1丁目2番地
6	木くず	10 t	固形	大分市内の建設現場	同上	同上
7	石綿含有産業廃棄物	1 t	固形	大分市内の建設現場	大分市△△町〇〇丁目×番	(株)△△環境 大分市◇◇町1丁目11番地

業種指定のある産業廃棄物については、予定排出事業者が指定の業種かどうか注意して記載してください。

積替え保管を行う場合は記載してください。積替え保管を行わない場合は、「該当なし」と記載してください。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車輛番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ (平ボディ車)	大分 11 あ 11-00	4,450kg	〇〇〇〇 株式会社	
2	ダンプ	大分 11 い 22-00	9,250kg	同上	
3	ダンプ	大分 11 う 33-00	9,250kg	同上	
4					
5					最大積載量を記載してください。
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	大分市△△町〇丁目◇番□号				
駐車場の所在地	大分市××町〇丁目□番◇号		土地登記簿の地番のとおりに記載してください。		
2. その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
ふた付きドラム缶	汚泥の収集運搬	200リットル	5本		
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物の 収集運搬	1 m ³	4個		
			運搬に用いる容器がある場合は、記載してください。		

3. 積替施設又は保管施設の概要

所在地:大分市○○△△□□

面積:○○ m²

容量:○○ m³

高さ: ○. ○m

種類:がれき類、金属くず

(以上2種類。ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。)

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

1. 用途（車両）

キャブオーバ（大分 11 あ 11-00）……廃プラスチック類、金属くず、汚泥
（平ボディ車）

ダンプ（大分 11 い 22-00）……がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、木くず

ダンプ（大分 11 う 22-00）…… 同 上

2. 時間（収集運搬）

午前9時～午後5時

3. 休業日

日曜、祝祭日

従業員数内訳

〇〇年△△月□□日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の 6に規定する使用 人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くずはダンプに搭載後、落下及び飛散防止のため荷台にシート掛ける。
- ・汚泥はふた付きドラム缶に入れ、もれの有無を確認し、流出を防止する。

※石綿含有産業廃棄物については詳細に記載すること。

- ・石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように仕切りを設ける。
- ・石綿含有産業廃棄物が飛散・流出しないように原型のまま整然と積み込み、又は荷下ろしする。また、飛散防止措置として、シート掛け、袋詰め等を行う。
- ・石綿含有産業廃棄物を収集運搬車両等に積み込む際、運搬車両等よりも大きい等の理由でやむを得ず切断又は破砕が必要な場合には、散水等で十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の切断又は破砕を行う。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

積み替え保管を行わない場合は、「該当なし。」と記載してください。

積み替え保管を行う場合は、保管期間や飛散流出・地下浸透・悪臭等への対策、その他必要な措置について記入してください。

(3) その他

- ・道路交通法を遵守し、騒音・振動が発生しないように注意します。

(第6面)
運搬車両等の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前面写真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車輛の全面（真正面）を撮影すること。 ・ ナンバープレートが確認できること。 		
側面写真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車輛の側面（真横）を撮影すること。 ・ 名称等の車体の表示が確認できること。 <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」が表示されていること。）</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>		
	撮影		年 月 日

- (注意) 1. 車輛については、自動車検査証の写しを添付すること。
申請者が使用する権限がない場合は、契約書の写しを添付すること。
2. 船舶については、船舶検査証、船舶国籍証及び用船契約書の写しを添付すること。

(第7面)
運搬容器の写真

運搬容器等の写真		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の写真		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	既存の施設(車両)及び事業場を使用するので特に資金は必要としない。	
土地	新規事業の開始や更新にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その旨記載してください。	
事務所		
収集運搬車両		
積保施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資産に関する調書 (個人用)

〇〇年△月◇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	普通預金		10,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅		20,000
建 物	自宅		30,000
備 品			
車 両		2台	5,000
その他			
資 産 計			65,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			0

個人で申請する場合のみ
添付してください。
法人の場合は不要です。

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年△△月□□日

大分市長 殿

(申請者) 住 所 大分市△△町〇丁目◇番□号
〇〇□□株式会社
氏 名 代表取締役 大分 一郎
(法人にあつては名称及び代表者名)

(独自様式1)

取り扱う産業廃棄物のチェック表

住 所 **大分市△△町○丁目◇番□号**

氏 名 **○○□□株式会社 代表取締役 大分 一郎**
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

住所・氏名を記入してください。押印の必要はありません。

該当する方に○印をしてください。

1. 管理型産業廃棄物の取り扱い

種 類	管理型産業廃棄物の取り扱い		
	管理型産業廃棄物の種類	含 む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破砕物	○	
	廃プリント配線板	○	
	廃容器包装	○	
金 属 く ず	自動車等破砕物		○
	廃プリント配線板		○
	廃容器包装	○	
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの		○
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの		○
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	自動車等破砕物		○
	廃容器包装	○	
	廃ブラウン管（側面部に限る）		○
	廃石膏ボード		○

- ・自動車等破砕物：自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具若しくはこれらのものの一部の破砕に伴って生じたものをいう。
- ・廃プリント配線板：鉛を含むはんだが使用されているものに限る。
- ・廃容器包装：固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（別表第5の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は付着したことがないものを除く。）

*別表5の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、6価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン

2. 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
石綿含有産業廃棄物	○	

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）。

3. 汚泥の取り扱い

種 類	区 分	含 む	含まない
汚 泥	有機汚泥	○	
	無機汚泥	○	

- ・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥（動植物性残渣）、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。
- ・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

4. 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種類	含む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物		○

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号) 第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A, B の製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

① 表 A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品		
製品	判別方法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光灯(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
電球形蛍光灯	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について※1」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)		
	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について※1」を参照。	
農業		
	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※)※2、圧力伝送器(※)※2、真空計(※)、水銀充填圧力式温度計(※)	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定點セル	説明書等の記載を参照。	
顔料(※)	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサルを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキョクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	
<small>注1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jlms.or.jp/kankyo/euigin/jigyo.htm#shu 注2 ダイアファム式のものに限る。</small>		
表 B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品		
製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

5. 水銀含有ばいじん等の取り扱い

種類	含む	含まない
水銀含有ばいじん等		○

水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 [※] を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 [※] を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 [※] を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 [※] を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

(独自様式2)

積替え・保管施設の概要書

産業廃棄物の種類	種類	木くず、汚泥
	量	50 t/日
保管設備 廃棄物の 積替え施設	所在地	大分市大字〇〇1234番地
	電話番号	097-〇〇〇-〇〇〇〇
	設備の名称等	保管倉庫
	主な材質	鉄筋・スレート屋根 耐水性コンクリート床
	容量 保管能力	最大300 t
	数量	1棟
積替・保管 の基準に 対する措置	囲い	敷地全体に、高さ2mの塀で囲いをする。
	表示	保管倉庫の入口付近に掲示板を取付ける。 (100cm×80cm)
	飛散流出	保管倉庫に屋根、仕切り壁を設け、廃棄物の飛散を防止する。 敷地全体と保管倉庫周囲に側溝を設け、廃棄物の流出を防止する。
	地下浸透	保管倉庫は耐水性のコンクリート床とし、周囲に側溝を設け、汚水の地下浸透を防止する。
	悪臭	基本的には腐敗性のある廃棄物は扱わないが、長期の保管はしない。万一、悪臭が発生した場合は、直ちに、消臭、消毒等の必要な措置を講じる。
	鼠・害虫	消毒、薬剤散布など、定期的に発生防止措置を行う。万一、発生した場合は、直ちに、駆除する。
	保管期間	基本的には3日程度、最長で1週間程度とする。
	特別管理 産業廃棄物の保管 に必要な 措置	○保管庫に頑丈な鋼製の扉を設け、施錠する。 ○廃棄物同士の及び廃棄物への異物の混入を防止するために、仕切りを設け廃棄物の種類別に区域を設定し、その旨表示する。 ○廃棄物の腐敗を防止するため、容器に入れて密封し、冷蔵庫で保管する。冷蔵庫の入口は施錠し、保管されている廃棄物の種類を表示する。

(独自様式3)

変更に係る新旧対照表

変更内容	変更前	変更後
<p>取り扱う産業廃棄物の種類</p>	<ul style="list-style-type: none">・がれき類・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードを含む)・木くず・汚泥(有機汚泥及び無機汚泥) <p>(詳細は別紙チェック表のとおり。)</p> <p>以上6種類、但し水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none">・がれき類・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードを含む)・木くず・汚泥(有機汚泥及び無機汚泥)・紙くず・繊維くず <p>(詳細は別紙チェック表のとおり。)</p> <p>以上8種類、但し水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。</p>

長期収支計画書

〇〇年△△月□□日

申請者 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 大分 一郎

下記事由により生じた欠損金等の解消を図るため、下記の改善計画及び別紙の長期収支計画表のとおり、経営の安定に努めます。

理由（原因）・改善計画を簡条書きで記載してください。

1. 債務超過

営業損失 ・ 経常損失

が発生した理由（原因）

次期繰越損失

①第〇〇期の債務超過

・ × ×。

・ × ×。

②第〇〇期の営業損失

・ × ×。

・ × ×。

③第〇〇期の経常損失

・ × ×。

・ × ×。

2. 今後の事業改善計画

①債務超過の改善策

・ × ×。

・ × ×。

・ × ×。

②営業損失・経常損失の改善策

・ × ×。

・ × ×。

・ × ×。

3. 長期収支計画表

別紙のとおり

長期収支計画表

(単位：千円)

\	実 績			計 画				
	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
売 上 高	402,070	477,773	519,236	550,390	583,413	618,417	655,522	694,853
売 上 原 価	363,778	441,591	486,948	511,295	536,859	563,701	591,886	621,480
売上総利益	38,292	36,182	32,288	39,095	46,554	54,716	63,636	73,373
販売費・一般管理費	42,737	36,370	33,989	38,067	42,653	47,751	53,481	59,898
営業利益	△ 4,445	△ 188	△ 1,701	1,028	3,919	6,965	10,155	13,475
営業外利益	823	1,102	3,562	3,668	3,778	3,891	4,077	4,127
営業外損失	466	228	429	441	454	467	481	495
経常利益	△ 4,088	686	1,432	4,225	7,243	10,389	13,681	17,107
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益	△ 4,088	686	1,432	4,225	7,243	10,389	13,681	17,107
法人税・住民税	70	70	69	70	70	70	70	70
当期利益	△ 4,158	616	1,363	4,185	7,173	10,391	13,611	17,037
前期繰越利益	△ 14,887	△ 19,045	△ 18,429	△ 17,066	△ 12,881	△ 5,708	4,611	18,222
当期末処分利益	△ 19,045	△ 18,429	△ 17,066	△ 12,811	△ 5,708	4,611	18,222	35,259

上記のと通りの計画により欠損金の解消を図り、経営の安定に努めます。

〇〇年△△月□□日

申請者

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 大分 一郎